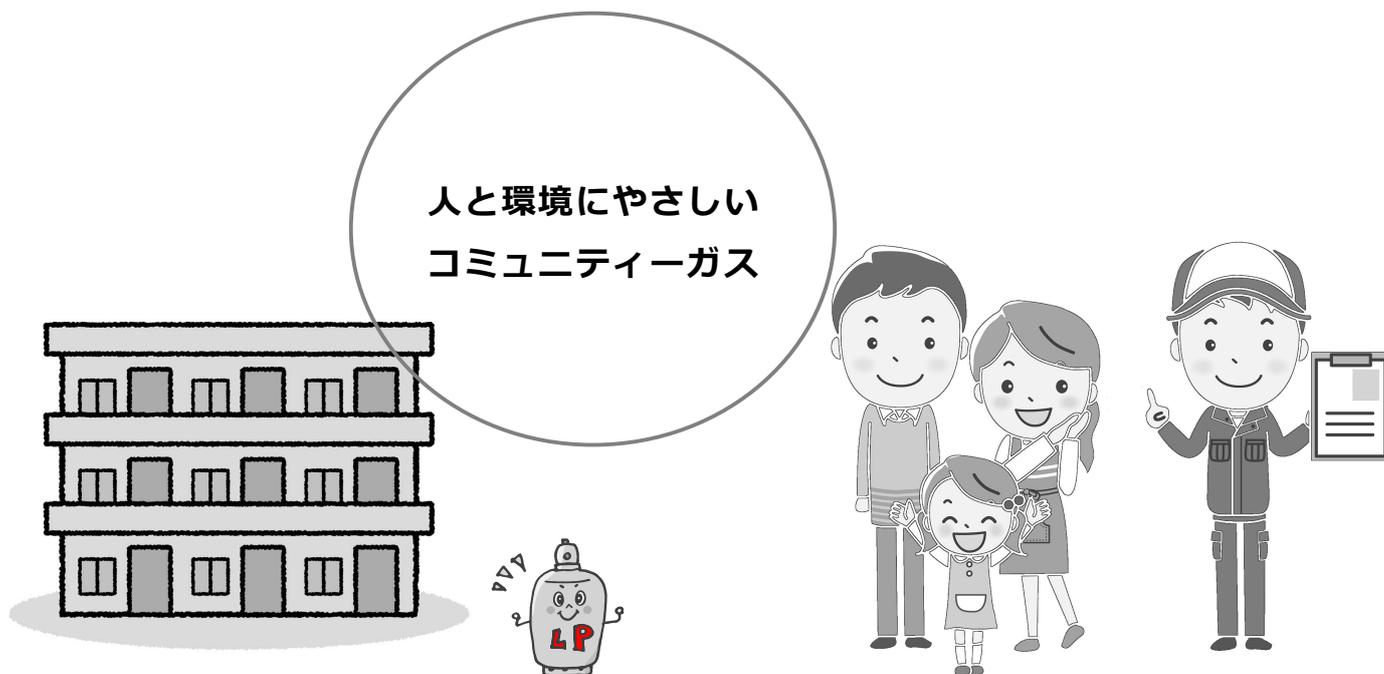


◎内容を十分にお読みください。

ガス小売事業販売通知書

供給条件における重要事項説明書



本書類は、お客さまにご契約内容をご理解いただくため、「ガス事業法第14条、および同第15条」の規定に基づきお知らせするとともに、お客様と当販売店との間に、液化石油ガス（以下、「LPガス」と言います）の継続的な販売（供給）保安に関する基本的な事項について、お客様と当販売店との合意により、次のとおり契約（以下、「本契約」と言います）を締結します。

販売店名	武雄ガス株式会社 武雄支店
住所	武雄市武雄町大字永島15943
連絡先	0954-23-2158
登録番号(K0141)	お気軽にご相談ください。

この書面は大切に保管してください

◆ 供給条件説明書

この書面は、お客さまが武雄ガス株式会社（以下、「当社」といいます。）にガス使用のお申し込みをさせていただくにあたり、お客さまに十分ご理解いただきたい事項について記載しております。

なお、契約内容のより詳細な事項につきましては、「ガス小売供給約款」（以下、「約款等」といいます。）に定めています。約款等は、当社の各支社のほか、当社ホームページ（<https://www.takeogas.com/>）でもご確認いただけます。

1 ガス使用のお申し込み、および契約の成立

- ・当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめ約款等を承諾のうえ、当社にガス使用のお申し込みをしていただきます。
- ・お申し込みは、当社の各支社で承ります。
- ・お客さまと当社のガスの使用に関する契約は、お客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。

2 ガスの使用開始日（契約開始日）

- ・当社は、お客さまからのガス需給契約のお申込みの内容を了承したときは、すみやかにお客さまと協議のうえガスの小売供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、ガスの供給を開始いたします。
- ・当社へ契約の切替される場合の小売供給開始日は、原則として、手続き完了後の定例検針日（次回検針日または次々回検針日）の翌日といたします。

3 LPガスの料金について

- 1) 毎月検針時に確認しお知らせしたご使用量をもとに、別添の基本料金、従量料金等からなるLPガス料金表により計算されたLPガス料金を次の方法によってお支払いいただきます。

なお、LPガス料金は、仕入価格等の変化によって、値上げまたは値下げをお願いすることがあります。料金を改定する場合は、事前に理由を付して変更されるLPガス料金表を交付いたします。料金改定の実施予定日までにお客様から特段の意思表示がない場合は、了解されたものとして実施させていただきます。

(1) お支払方法について

LPガス料金を毎月所定の方法 別表Ⅲ（口座自動振替、振込、現金等）によってお支払いください。

(2) LPガス料金の算定方法及び算定の基礎となる項目

毎月のLPガス料金は、基本料金と従量料金及び設備料金の合計で計算されます。

(3) その他の設備料金となる項目

お客様がガスをお使いになる建物に設置してある当販売店所有の消費設備、機器等（別表Ⅰ）をご利用いただいている場合の機器利用料です。

$$\text{LPガス料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金（従量単価} \times \text{ガス使用量）} + \text{設備料金} + \text{消費税}$$

※従量料金については、「原料費調整制度」を用いることもあります。

※別途リース契約等、お客様との間で合意がある場合は、当該費用を別途請求されることがあります。

※基本料金及び従量単価は、別途お渡しするLPガス料金表またはホームページ等で確認してください。

③ 算定の基礎となる項目の内容

「基本料金」

LPガスのご使用量に関係なく発生する経費を一律にいただく料金で、LPガス容器、ガスメーター、調整器、高圧ホース等の供給設備や法定点検調査、LPガス保険料、検針費等の固定管理費等が含まれます。

「従量料金」

LPガスのご使用量に応じて発生する経費をご使用量に応じていただく料金で、ガス原料費、ガス配送費、管理費等変動的経費等が含まれます。

「原料費調整制度」

LPガスの価格は、原料価格や為替の変動により毎月変わります。原料費調整制度は、その変動に応じて従量料金を一定期間ごとに調整するしくみです。

「設備料金」

設備料金はLPガスの消費と関係のない設備の費用は含んでおりません。当社所有の消費設備をお客様がご利用される場合は（別表Ⅰ）のとおり、設備料金が毎月発生します。ただし、集合住宅等においては、原則、設備料金は有りませんので0円又は該当無しとなります。

※別途リース契約等により、当社とお客様との間で費用負担等について合意がある場合には、当該費用を設備料金として請求します。

2) LPガス供給の一時停止について

- ・LPガス料金の請求日から50日経過しても、お支払いがなく、かつ当販売店が期間を定めて督促しても、なお、その期間内にお支払いがない場合
- ・ガス小売供給契約以外の契約（既に消滅しているものを含む）の料金及び料金以外の債務についてお支払いいただけない場合
- ・お申込みいただいた支払いの手続きが完了しない、かつ当販売店が期間を定めて督促しても、なお、その手続きが開始しない場合

2) 料金の支払義務及び支払期限について

ガス料金は、約款等の定めにより、支払義務発生日（検針日または使用量の算定に関する協議の成立した日等）の翌日から起算して50日目（支払期限日）までにお支払いいただきます。

4 料金の支払方法

- 1) LPガス料金を毎月所定の方法 別表Ⅲ（口座自動振替、振込、現金等）によってお支払いください。

※支払方法により条件がある場合があります

- 2) お手続きが完了するまでの間及び口座振替等による支払いが不能となっている料金は、払込み等の方法によりお支払いいただくこととし、当社が必要と認めた場合は、当社が何かわせる集金員にお支払いいただくことがあります。

5 各種手数料

- ・客さまからのお申出により、各種書類を発行するときはその費用をご負担いただく場合があります。

6 工事費等

- ・ガス工事が必要な場合は、別途定める「ガス小売供給約款」に基づき、お申し込みをしていただきます
- ・内管（お客さまの敷地内のガス管）およびガス栓は、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- ・お客さま資産の供給施設（又は供給設備）のお客様の都合により、設置、変更、交換、修理、撤去等を行う場合、その費用はお客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要する工事費を負担していただきます。
- ・お客さまの申込みにより供給管の位置変更を行うとき、これらに要する工事費は、お客様に工事費を負担していただきます。

7 供給施設の保安責任

- 1) 内管及びガス栓等、お客さまの資産となるガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- 2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、供給施設について検査及び緊急時の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。
- 3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及び消費機器等について、お客さまの承諾を得て検査いたします。また、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。

8 周知及び調査義務

- 1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法および経済産業省令（以下「ガス事業法令」といいます。）の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じ、必要な事項をお知らせいたします。
 - 2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。
 - ・ 通常は4年に1回の調査となります。
 - ・ 3回訪問しても留守等でご不在のため、点検・調査が実施できない場合は、ご在宅日をご連絡いただいた日にお伺いいたします。
 - ・ その指定された日時にもご不在の場合、点検・調査を拒否される場合は、お客様の消費設備について安全確保の確認ができませんので、お客様が責任をもって管理、維持されますようお願いいたします。
 - 3) これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
 - 4) 当社は、お知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。
 - 5) 調査の結果によって、その欠陥が消費設備の中で重大なものである場合には、お客様に対し、経済産業大臣から基準適合命令が出されることがあります。
 - 6) 保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、また、その際はお客さまに費用を負担していただくことがあります。場合によっては使用をお断りすることがあります。
 - 7) お客さまが、当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することはできません。
 - 8) 災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。その場合、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。
- ※ 災害発生の防止および保安の確保のため必要と判断した場合は、ガスの供給を一時的に停止することがあります。

9 お客さまの責任およびご協力をお願い

- ・ ガス使用にあたり、保安等の観点からご承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。
 - 1) 必要な業務のために、お客さまの供給施設または消費機器の設置の場所へ立ち入ること。
 - 2) ガスの供給および保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止または制限すること。
 - 3) ガスの使用に関する契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
 - 4) お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
 - 5) 内管およびガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
 - 6) ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

10 供給設備の所有関係について

- 1) 内管やガス栓はお客さま（又は地方自治体）の資産とし、ガスメーター及び敷地外のガス本支管などのガス設備は、当社（又は地方自治体）の資産となります。
- 2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまでは当社が留保し、お客さま（又は地方自治体）は当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。
- 3) 供給設備の設置費用
当社所有の供給設備の設置費用については、原則として当販売店が負担するものとします。
なお、お客様の都合により、設置、変更、交換、修理、撤去等を行う場合、その費用はお客様負担とさせていただきます。

11 消費設備の所有関係について

- 1) ガス栓以降の燃焼機器（給排気設備を含む）までの消費設備は、原則としてお客様（またはお客様がお住いの建物等の所有者）の所有となります。
- 2) お客様にご利用いただいている消費設備の所有関係は、別表Ⅰの「供給設備及び消費設備の所有関係一覧表」の付表の○印のとおりです。
- 3) 消費設備の設置、変更、修繕及び撤去等を行う場合、その費用はお客様（またはお客様がお住いの建物等の所有者）の負担とさせていただきます。

12 お客さまからのお申出による契約の変更または解約

- ・ お客さまがガスのご使用を廃止される場合には、あらかじめその廃止期日を定めて当社にご連絡いただけます。
契約解除の通知は、解約希望日の最低一週間前までにお客様自身が申し出てください。
なお、お客様の解約の意思が明確でない委任状等による解約は無効とさせていただきます。
- ・ 契約内容の変更の申し出があった場合、その変更は、申出の日を含み、5日以降の定例検針日の翌日から適用といたします。

13 当社からの契約の変更および解約

- ・ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社はガス供給契約を解約することがあります。
 - 1) お客さまが当社に解除通知をしない場合であっても、既に転居されている等明らかにガス小売供給契約を解除したと認められるとき
 - 2) 正当な理由なくLPガスの供給に支障を生じたとき、または保安上の必要な措置を講じなかったため、重大な災害発生の恐れを生じたとき。
 - 3) ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合（料金のお支払いがない等）には、当社の判断により解約することがあります。
- ・ 当社は、保安上の理由等により、事前の通知を行わずガスの供給を停止した後に、契約の解除をすることがあります。

14 契約解除時の消費設備の取り扱いについて

当販売店が所有する消費設備・機器等(別表Ⅰ)については、やむを得ない事情がある場合を除き、解約時には適正な対価でお客様に買取り清算していただきます。ただし、お客様が賃貸契約の共同住宅居住者等の場合は除きます。

また、契約解除の通知があった場合でも、未徴収の料金等がある場合には、契約は有効に継続します。

なお、「定額法による時価相当額」の計算方法は、以下のとおりとなります。

$$\text{時価相当額} = \text{設置時費用} - \left[(\text{設置時費用} \times \text{償却率}) \times \text{経過月数} \div 12 \right]$$

注1 上記の計算方法は、定額法であり、償却率は設備・機器等の耐用年数によって異なります。

(例えば、消費設備の配管の場合、15年で償却率1/15を採用いたします。)

注2 定率法やその他の方式により、時価相当額を明示する場合は、別途お知らせいたします。

注3 お客様と別途賃貸契約等を交わしているものについては、その条件に応じて清算させていただきます。

15 個人情報の取扱いについて

重要所面及びお取引にあたって必要な氏名、住所、電話番号、振替口座番号、家族、ガス機器等の状況その他液化石油ガス法で定める事項等の情報は、次の目的のために利用させていただきますのでご了承願います。

- L Pガスの供給、設備工事、保安を行うために利用
- L Pガス機器及び警報器等の販売、設置、修理、アフターサービスのために利用
- 上記に関するサービス・製品のお知らせ・案内・調査・データ分析
- 業務を円滑に遂行するためにL Pガス容器等の配送会社、L Pガス設備の保安点検会社、L Pガス工事会社、口座振替先の金融機関、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。

このため、必要な範囲で委託先への個人情報を提供する場合がございます。その際には、当販売店は委託先との間で個人情報の取扱いに関する適切な監督を行います。

また、法令に基づき行政機関等から問い合わせを受けた場合には、上記目的に限らず、お客様の個人情報を回答する場合があります。

16 供給ガスの圧力等

- | | | | |
|--------------|--|------|-----------|
| 1) 最高圧力 | 3.2キロパスカル | 最低圧力 | 2.2キロパスカル |
| 2) ガスの規格 | 「い号」 L Pガス | | |
| 3) 液化石油ガスの成分 | プロパン及びプロピレンの合計量の含有率80パーセント以上
エタン及びエチレンの合計量の含有率5パーセント以下
ブタジエンの含有率0.5パーセント以下 | | |
| 4) 熱量 | 100.46メガジュール | | |

17 その他

- ・ 複数の使用量を合算するなど特別な契約の場合は契約をお断りすることがあります。
- ・ 当社と新規にご契約いただくことにより、現在のガス供給契約を解約することになるため、契約途中の解約金等が発生する、ポイント等の特典が失効する、現在契約されている会社の料金プランで再度契約できなくなるといった可能性があります。詳しくは現在ご契約中のガス小売事業者にお問い合わせください。

18 防災等についてのごお願い

(お客様自身の安全を第一に確保してください。)

2) 火災発生の場合

だたちに容器バルブを閉め、消防署など関係機関に位置を知らせ、当販売店または当販売店が委託している保安機関へ必ず連絡してください。

なお、火災消化後は必ず当販売店または当販売店が委託している保安機関の点検を受けてからご使用ください。

また、お客様の近くで火災が発生したときも、同じように対処してください。

2) 水害の場合

水害によって供給設備、消費設備等が冠水した場合は、当販売店が委託している保安機関の点検・調査を受けてからご使用ください。

2) 地震が発生した場合

あわてず使用中の火を消し、速やかに避難してください。

なお、大きな地震が発生した後ではL Pガス配管やガス機器等からガス漏れの恐れがありますので、当販売店または当販売店が委託している保安機関の点検・調査を受けてからご使用ください。

2) お客様がご使用になる燃焼器について、当販売店以外にL Pガス燃焼機器を購入して設置される場合は、当販売店の点検・調査を受けた後ご使用ください。

なお、ご連絡がなく、そのままご使用になった燃焼器の原因による火災、事故等については、当販売店としては責任を負いかねますのでご了承ください。

●マイコンメーターの復帰方法

1) ガス栓・器具栓をすべて閉じる。

※容器バルブを閉めたまま復帰操作をすると再びガスを遮断するので、容器バルブが開いているのを確認してから復帰操作を行きましょう。

2) 復帰ボタンを押してすぐ話す。

※表示部分の液晶または赤ランプが点滅します。

※ボタンにキャップのあるタイプもあります。

2) 1～2分待つ。

ガス漏れがないかどうか、安全確認しています。異常がなければ、液晶または赤ランプの点滅が消え、ガスが使えるようになります。

2) 正常に復帰しない場合や、不明な点がある場合は、L Pガス販売店にご連絡ください。

